

令和元年度 事業計画

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

一般財団法人 日本鯨類研究所

事業の基本方針

海洋生物資源は、その再生産力を利用することにより、持続的に利用することができる資源である。当研究所は、政府の許可の下で行う鯨類科学調査やその他鯨類に関連した調査を事業の柱とし、それによって得られる資試料を用いて研究を実施し、鯨類資源の持続的利用のための科学的ベースを提供する。さらに鯨類その他の海産哺乳類の利用・管理に関する国際的動向についての情報収集とその分析を行って、鯨類を中心とした海洋生物資源の持続的利用に関する啓発普及活動をより一層推進していく。

令和元年度においては、実施事業及び当所独自の事業として以下の事業を行う。

実施事業

1. 令和元年度鯨類資源持続的利用支援調査事業（助成事業）
2. 令和元年度円滑化実証等対策事業（沖合域）（補助事業）
3. 令和元年度鯨類調査等事業（補助事業）
4. 令和元年度鯨類資源等持続的利用国際推進事業（補助事業）
5. 令和元年度鯨類科学調査実施体制調査事業（補助事業）
6. 令和元年度鯨資源調査等対策委託事業のうち鯨資源調査事業（委託事業）
7. 令和元年度鯨資源調査等対策委託事業のうちDNA検査事業（委託事業）
8. 令和元年度日本沿岸域鯨類調査事業（委託事業）
9. 令和元年度DNA検査登録事業

その他

10. 賛助会
11. 鯨友の会

詳細は以下の通り。

1. 令和元年度鯨類資源持続的利用支援調査事業（助成事業）

本事業は、北西太平洋及び南極海における鯨類科学調査について、安定的かつ継続的な実施体制の構築を支援することを目的に、水産業体質強化総合対策事業の一環として実施する。今年度の鯨類資源持続的利用支援調査事業は、平成29年4月から実施され

た第1次北西太平洋鯨類科学調査と第3次南極海鯨類科学調査及び平成30年4月から実施された第2次北西太平洋鯨類科学調査と第4次南極海鯨類科学調査が対象となる。

(1) 第1次北西太平洋鯨類科学調査

平成28年まで実施した第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPNI）（沖合域調査及び沿岸域調査）に代わり、IWC/SCによるレビューを経て、新たに策定された新北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）に基づく鯨類科学調査を実施する。本調査は、①日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出、②沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出に必要な情報を収集することを主目的としている。沖合域調査における捕獲対象鯨および標本採集予定数は、イワシクジラ134頭及びミンククジラ43頭である。この調査で得られたデータや標本は、帰港後に関係諸機関と緊密に連携して分析及び研究を行い、得られた成果はIWC/SCや学会、及び専門学術雑誌等に報告する。

(2) 第3次南極海鯨類科学調査

平成26年3月のICJ判決を踏まえて策定され、IWC/SCによるレビューを経て最終化された新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）の下で実施する第三回目の鯨類科学調査となる。本調査は、①改訂管理方式を適用したクロミンククジラの捕獲枠算出の為の生物学的及び生態学的情報の高精度化、②生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造及び動態の研究を主目的としている。標本採集予定数は、クロミンククジラ333頭である。この調査で得られたデータや標本は、帰港後に関係諸機関と緊密に連携して分析及び研究を行い、得られた成果はIWC/SCや学会、及び専門学術雑誌等に報告する。

(3) 第2次北西太平洋鯨類科学調査

平成28年まで実施した第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPNI）（沖合域調査及び沿岸域調査）に代わり、IWC/SCによるレビューを経て最終化された北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）の下で実施する第二回目の鯨類科学調査となる。本調査は、①日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出、②沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出に必要な情報を収集することを主目的としている。沖合域調査における捕獲対象鯨および標本採集数は、イワシクジラ134頭及びミンククジラ43頭である。この調査で得られたデータや標本は、帰港後に関係諸機関と緊密に連携して分析及び研究を行い、得られた成果はIWC/SCや学会、及び専門学術雑誌等に報告する。

(4) 第4次南極海鯨類科学調査

平成26年3月のICJ判決を踏まえて策定され、IWC/SCによるレビューを経て最終化された南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）の下で実施する第四回目の鯨類科学調査となる。本調査は、①改訂管理方式を適用したクロミンククジラの捕獲枠算出

の為の生物学的及び生態学的情報の高精度化、②生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造及び動態の研究を主目的としている。標本採集数は、クロミンククジラ333頭である。この調査で得られたデータや標本は、帰港後に関係諸機関と緊密に連携して分析及び研究を行い、得られた成果はIWC/SCや学会、及び専門学術雑誌等に報告する。

2. 令和元年度円滑化実証等対策事業（沖合域）（補助事業）

本事業は、2019年7月から再開される商業捕鯨の中で実証事業の支援をし、科学的根拠に基づいて鯨類資源を持続的に利用するために必要な科学調査を実施するものである。当研究所は、生物調査、目視調査、環境調査等を実施する。

3. 令和元年度鯨類調査等事業（補助事業）

本事業は、北西太平洋及び南極海における非致命的調査の実施及び従来日本政府の許可のもとに実施してきた鯨類捕獲調査や鯨類科学調査で得られた科学的データをもとに調査研究を実施する。また、必要に応じて国際機関と連携し鯨類資源の管理に貢献する。その他鯨製品に関するトレーサビリティの実施や調査結果・鯨関連文化等の情報発信、及び広報活動を実施する。

4. 令和元年度鯨類資源等持続的利用国際推進事業（補助事業）

本事業は、日本政府の捕鯨政策の大転換であるIWC脱退とEEZ（排他的経済水域）内での商業捕鯨の開始に伴い、国際社会の理解と協力が以前にも増して重要となったことから国内外の関係者及び専門家等が参加する会合の開催や、諸外国への専門家の派遣等を行い、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用を推進する我が国の立場及び今後の国際社会との関わり方（IWCでのオブザーバー参加等）についての理解を深め、引き続き持続的利用支持国の輪を広げるとともに、国際交渉の場において支持国との関係及び連携を強化することを目的とする。

5. 令和元年度鯨類科学調査実施体制調査事業（補助事業）

本事業は、科学的根拠に基づいて鯨類を持続的に利用することを基本として、将来の商業捕鯨の姿を検討し、その中で老朽化している調査母船「日新丸」の代船コンセプト（船の規模、性能、用途等）の選択肢及び鯨肉の加工技術を検討する。今年度は、「目指すべき商業捕鯨の姿」検討委員会で示される結果をもとに更なる検討を進める。

6. 令和元年度鯨資源調査等対策委託事業のうち鯨資源調査事業（委託事業）

本事業は、鯨資源の分布量及び系統群や回遊行動などの生態学的情報を収集するため、北太平洋にて調査船を使用し、目視調査等の非致命的調査を実施する。また、次年度以降の目視調査の計画立案に関する関係国との会議の開催について、準備及び運営を行う。この調査により得られた試料やデータは、専門家チームにより分析及び研究が行われる。

7. 令和元年度鯨資源調査等対策委託事業のうちDNA検査事業（委託事業）

本事業は、流通段階にある鯨製品を350サンプル購入して、そのDNAの分析（種

及び個体識別)を行い、過去の捕獲・混獲時に個体識別のため事前登録されたDNA情報と照合し、当該検査結果を取りまとめ、水産庁長官に提出する。

8. 令和元年度日本沿岸域鯨類調査事業（委託事業）

本事業は、NEWREP-NPの下で実施される沿岸域調査であり、今年度は太平洋沿岸域調査（三陸沖、八戸沖）及びオホーツク沿岸域調査（網走沖）で構成されている。当研究所は、この調査の実施主体である一般社団法人地域捕鯨推進協会から委託を受けて、生物調査、目視調査、環境調査の実施・支援、並びに収集された情報の調査・研究と成果の取り纏めを行う。

9. 令和元年度DNA検査事業登録事業

本事業は、定置網でひげ鯨等の混獲があった場合、報告者より持ち込まれたサンプルを分析し、登録の上報告者へ分析結果の連絡を行う。この他依頼のあったサンプルについても同様のDNA検査を行い、依頼者に分析結果の連絡を行う。

10. 賛助会

当研究所の目的と活動に賛同を得た法人及び個人からの会費から成り、年4回発行される機関誌（鯨研通信）等を賛助会員へ発送する。会員拡大に向けて、入会方法の簡略化や特典製作等に努める。

11. 鯨友の会

日本の伝統文化の一つとしての鯨食文化を維持し継承するため、今年度で最期となる調査副産物としての鯨肉の消費貢献と会員相互の親睦を図ることを目的とし、入会した会員へ鯨製品の発送と鯨に関するイベントの情報発信等を行う。